

北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について

平成 23 年 7 月 28 日
北本市協働推進等庁内検討委員会

北本市協働推進等庁内検討委員会では、平成 22 年 4 月に施行された「北本市自治基本条例」及び「北本市市民と行政との協働推進計画」をもとに、これまでの市民活動団体と行政との関係等について議論し、以下のとおり、北本市協働推進条例制定の基本的な考え方をまとめました。

なお、この基本的な考え方の中には、市民活動支援の施策に関連する事項を含めていますが、協働推進条例に市民活動支援の施策を含むべきか否かについては、広く市民と協議する中で決定すべき事項としました。

1 協働事業の効果予測

市民団体との協働事業を実施する際、協働になじむ事業か検討する必要があります。市民と行政とが協働する意義は、両者が相互に理解し、対等な立場で共通の目標に向け協力することによって、より高い事業効果の創出を期待するものです。

2 協働事業の評価

市民団体と実施した協働事業の成果を評価し、広く市民に公表していく必要があります。そのことが、団体にとってさらなる市民活動推進の原動力となるものと考えます。

また、事業評価制度を確立するためには、各事業を評価するための基準（評価指標）を明確にしておく必要があります。

3 協働する期間の設定

協働事業を始める際には、市民団体と行政とで共に事業に取り組む期間を設定しておくことも必要です。事業ごとに協働の期限を区切り、事業終了後に事業評価をもとに両者でよく協働事業の結果を議論し、次の協働事業に反映できるよう改善策を講じていく必要があります。

それは、年数がたつにつれ、構成員や組織が置かれる環境や政策等に様々な変化が生じてくるため、それに対処するためにも期間の設定を条件としておく必要があるからです。

4 相互理解と目的の共有化

両者が同じ方向を見ているからこそ、協働の成果が生まれるものと考えます。市民団体と行政がそれぞれお互いを理解しあい、共通の目標に向けて協力する必要があります。

5 情報の公開と発信

個人情報等非公開とすべきものの以外の情報は、行政が主体的に情報発信し、情報を共有して市民が的確な判断を得られるように工夫していかなければなりません。

6 協定の締結と役割分担

性格も特性も異なる市民団体と行政が協働するためには、両者の役割分担を明らかにするとともに、その取り決めに文書等により誰もが見える形で表しておく必要があります。

そのためには、協働事業の実施にあたって、協働の原則に基づき、市民団体と行政の間で事業に関する目的や内容、役割分担を定めた「協定書」等を締結することが望ましいと考えます。

7 市民の主体的な活動を支援

市民活動支援の姿は、市民が望む目標に市民が主体的に取り組めるように支援するものと考えます。

8 事業補助

補助金は、事業ごとにその実施効果を評価・検討し、補助するものであるため、補助金の見直しは事業評価に基づいて進めていく必要があります。

9 市民活動団体の自立

市民活動として、市民が主体的に取り組む活動にあっては、会計等団体の事務管理も団体自身で担うことが基本です。

しかしながら、行政が団体の立ち上げを後押ししてきた市民活動団体もあることから、今後は、団体が自立できるよう支援することも必要です。